

精神の障害にかかる障害認定の留意点（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○		○				○						○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	レ	レ		

本部関係部
障害年金業務部、年金相談部

目的・趣旨
平成23年7月1日【給付指 2011-195】「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正」（指示・依頼）にてお知らせした精神の障害の改正に関して、厚生労働省年金局事業管理課より留意点について周知するよう指示がありましたのでお知らせします。

ポイント（内容）

- 今回の知的障害及び発達障害にかかる障害認定基準の見直しについては就労していることをもって直ちに日常生活能力が向上したものと捉え、年金が支給されなくなること等のないように明確化したものです。
- 知的障害者や発達障害者と健常者では働き方が異なることを確認するため、診断書の様式に「就労状況」欄を設け、勤務先、仕事の内容、給与等の情報をできる限り収集することとしました。
- しかしながら、障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項において説明（平成23年7月15日【給付情 2011-122】「障害認定基準PDF版の掲載と精神の障害用診断書の様式変更に伴う広報」（情報提供）を参照してください。）しているように、「就労状況」欄の記載については任意記載欄として設けたものであり、「就労している場合は、本人などから聴きとり、できるだけ記入するようお願いします。」となっています。

例えば、給与額などの記載は必須ではなく、聞きとりができた内容を可能な範囲で記入していただくをお願いしているものですので、この点に十分留意の上、「就労状況」欄に記載がないことをもって返戻する等の取扱いを行うことがないようにお願いします。

※ 年金局からの指示は、別添のとおり。

業務処理要領【マニュアル】年金給付（裁定 障害基礎年金請求書、障害給付年金請求書（障害厚生））

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 太田（哲）
連絡先（直通）

審査担当チェック欄 ■

連 絡 票

題 名	精神の障害にかかる障害認定の留意点について	厚生労働省年金局事業管理課			
		課長	補佐	係長	担当
		印	印		印

発行日	平成23年8月22日	回答期限	平成 年 月 日	業務区分	平常分・法改分
連 絡 ・ 質 問 ・ 要 求					

以下の内容について障害認定事務担当者及び障害認定審査医員に周知願いたい。

また、全国の障害認定審査医員に対し、趣旨等を説明する場を設けるなど、運用の統一化を図るようお願いする。

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」（平成23年6月30日年発0630第1号）により精神の障害のうち、知的障害及び発達障害にかかる認定要領を改正したところがありますが、今回の改正では特に、知的障害者及び発達障害者の就労に伴う日常生活能力のとらえ方について明確化したものです。

これは身体障害者が就労する場合と異なり、知的障害者や発達障害者が仕事をするためには、多くのサポートが必要であり、働けることをもって直ちに日常生活能力が向上したものと捉えることのないよう考え方を整理しました。

すなわち、就労先が就労支援施設のほか、一般企業であっても仕事の内容やサポートの状況を確認し、明らかに健常者と同様の仕事ができる程度に改善している場合を除き、就労したことや収入が上がったことにより年金を支給停止すること等のないように明確化したものです。

これらを確認するため、診断書の様式に「現症時の就労状況」欄を設け、勤務先、仕事の内容、ひと月の給与等をできる限り収集することとしています。また、「障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項」において、「就労している場合は、本人などから聴き取り、できるだけ記入するようお願いいたします。」と説明しているように、当該欄は任意記載欄として設けたものであり、例えば、給与額などの記載は必須ではなく、聞きとりができた内容を可能な範囲で記入していただくことをお願いしているものです。

については、この点に十分留意の上、知的障害及び発達障害を含む「精神の障害」の診断書中、「現症時の就労状況」欄に、給与額などの記載がないことをもって返戻する等の取扱いを行うことがないよう留意願いたい。

受付日	平成 年 月 日	回答日	平成 年 月 日	日本年金機構			
回 答 ・ 意 見				部長	グループ長	企画業務役	担当者

回 答 ・ 意 見				受付日	平成 年 月 日	受理者
-----------	--	--	--	-----	----------	-----

障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項

表面

精神科診断書 (精神科の障害用)

① 傷病のために初めて医師の診療を受けた日を記入します。診療録で初診が確認できるときは、「診療録で確認」に○を付けてください。確認できないときは、「本人の申立て」に○を付けて、申立て年月日を記入してください。

記入漏れがないようお願いいたします。

程度・症状を具体的に記入してください。投薬治療を行っているときは、処方薬名や用量なども記入してください。

〈お願い〉
この診断書は、障害年金の障害等級を判定するために、作成をお願いしているものです。
記入漏れや疑義が生じた場合は、作成された医師に照会させていただきます。ご了承ください。

※ 氏名・生年月日・住所など記入漏れがないかご確認ください。

「本欄に記入すべき事項は、必ずしもこの欄に記入しなくてもよい。また、この欄に記入しなくてもよい事項は、必ずしもこの欄に記入しなくてもよい。」

「この欄に記入すべき事項は、必ずしもこの欄に記入しなくてもよい。」

① 傷病のために初めて医師の診療を受けた日を記入します。診療録で初診が確認できるときは、「診療録で確認」に○を付けてください。確認できないときは、「本人の申立て」に○を付けて、申立て年月日を記入してください。

② 診断書の請求時又は障害状態確認届を前回作成している場合は記入してください。

③ 該当する病状や状態像に○を付けてください。

④ てんかん発作のタイプは次の通りです。
A: 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
B: 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
C: 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
D: 意識障害はないが、随意運動が失われる発作

※ 本人の障害および状態に無関係な欄は、斜線で消してください。

《精神の障害》

① 障害年金の支給を求める傷病名を記入します。該当するICD-10コードを必ず記入してください。

⑦ 特に知的障害や発達障害については、これまでの状態を参考としますので、できるだけ詳しく記入するようにしてください。

過去の障害の状態について記入する場合は、現症日までの状況を当時のカルテに基づいて記入してください。

年金の請求時又は障害状態確認届を前回作成している場合は記入してください。

該当する病状や状態像に○を付けてください。

VI てんかん発作のタイプは次の通りです。
A: 意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作
B: 意識障害の有無を問わず、転倒する発作
C: 意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
D: 意識障害はないが、随意運動が失われる発作

※ 本人の障害および状態に無関係な欄は、斜線で消してください。

